

2021 じんけんSCHOLA 講座C

人権とは？

第3回 人権論の限界

土屋 貴志
(大阪市立大学)

自己紹介

1961年生まれ、1990年 慶応義塾大学大学院文学研究科
哲学専攻（倫理学分野）博士課程単位取得満期退学

1989～1994年 杉野女子大学・横浜国立大学・千葉大学
などで非常勤講師、1994年より大阪市立大学文学部教
員（現在准教授。哲学教室所属）

2002～2019年 医学部「医療倫理学」担当、2017年～
大学院共通科目「研究倫理」共同担当。現在、人権問題
研究センター兼任研究員

2005～2013年「薬害イレッサ西日本訴訟を支援する
会」共同世話人、2012～13年度および2015～16年度
兵庫県三田市人権のまちづくり推進委員長

専門：倫理学（道德哲学。とくに、倫理学基礎論、医療
倫理学、人権論、道德教育論）

倫理学（道徳哲学）とは？

- 規範（倫理、道徳、法、政令、規則、掟、戒律、習慣、金言など）について扱う哲学の一部門（広義には法哲学、政治哲学を含む）
「～することはよい／わるい」「～すべきだ／すべきでない」「～しなければならない／しなくてもよい」などということについて、どうしてそういえるのか、そもそもの理由（とその考え方）について考える
- 哲学と思想史（思想の歴史）とは異なる（過去の思想を学ぶことは哲学するための修練にすぎない）
- 「哲学者」が西洋の思想を輸入する役目を担ったという事情が、海外の思想の紹介が哲学であるという誤解を生んだ
- 本来の哲学は実際の「事例」（出来事、経験、体験、生活、人生…）に則しながら、「そもそも何なのか？」「要するにどうということか？」を追求する

人権 = 人間（人）の権利

人権（rights of man, human rights）

= 人間（man, human）の権利（rights）

…西洋に起源のあることば。輸入された概念（考え方）

★「やさしさ」「思いやり」「いたわり」といった心情ではない（それらはケア倫理*であって人権論ではない）

「基本的必要（ニーズ）」そのものでもない

* ケア倫理[学] care ethics

- 倫理学の一つの理論（的立場）
- 行為の是非を、「～すべき」「～しなければならない」等の「義務」を果たそうとする意図や、行為がもたらす〔もたらそうとする/もたらした〕結果（帰結）によって判断するのではなく、
- 他の人をケアする（配慮する、気を配る、世話する、援助する…）かどうかによって判断する

「権利と義務は表裏一体」ではない！

「権利には義務が伴う（権利には義務がコインの表と裏のように対応してついてくる）」という（とくに日本の教育界に蔓延する）誤解

→ 「人は、他者の権利を護る（侵害しない）義務を負う」というのが正解。一つの事柄に関する権利の主体と義務の主体は異なる！

私は、他者が権利をもっているから、それを護る義務を負う。自分が権利をもっているから、他者もそれを護る義務を負う。すべての人が権利をもつから、お互いの権利を護る義務をお互いに負っている。

こうしてすべての人が権利と義務をもつことになるが、自分の義務は「他者の」権利に対応するものであり、自分の権利に対応するものではない

「権利と義務は表裏一体」ではない！

例) 日本国憲法

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

- 教育を受ける権利をもつのは国民全員、とくに「子女」（権利は放棄するのも自由）
- 「子女」のもつ、教育を受ける権利を護るために、保護者が教育を受けさせる（学校に通わせる）義務を負う（学校に通わせず働かせることを禁止）
- 「子女」自身には、教育を受けなければならない（学校へ通わなければならない）義務などないし、保護者に義務を果たさせてあげなければならない義務もない！

「人権」によらなくても反差別は可能

- 日本の人権運動・人権教育における「人権」は「反差別」すなわち差別を否定するための概念として用いられている
- しかし、差別を否定するための倫理学（道徳哲学）的根拠を与えるのは「人権」論だけではない。人権論をとらなくても差別を否定することはできる

例えば「差別は人間としての義務に反する」（義務論）「差別は社会全体の幸福の総量を減少させる」（公益〔功利〕主義）「差別は自分の利益を損なうことになる」（利己主義）「差別は人としての徳を欠いた（悪徳の）行いだ」（徳倫理）「差別は他者への配慮を欠いている」（ケア倫理）など

だとしたら、人権論の倫理学的意義はどこにある？

講座全体のキーワード

1. 「人権」
2. 「社会契約」
3. 「憲法」
4. 「人間」

「人権」についてどう考えるか？ —講座全体のポイント

- 「人権」とはなにか？「権利」とはなにか？
- 「すべての人間は生まれつき人権をもつ」という考え方にはどういう意義があるのか？
- 「国」をどう考えるべきか？憲法とはなにか？
- 「人間」とはなにか？

講座全体の要点

1. 「人権」は、思想史的には、社会契約説というモデルによって、民主的な統治 [国、政府]こそ正当な統治であることを論証するために提唱された。つまり第一義的には統治 [国、政府→政治] のあり方を問うためのもの
2. 国とは人々が自分の人権を護るために作ったものと考えべき【国のために人があるのではなく、人のために国がある】
3. しかし「人権」の「人」とは誰を指すのかという点は、境界的事例において重大な問題

講座全体の構成

1. お互いの人権を侵害しない
という約束～社会契約
2. 国とはなにか～憲法の役割
3. 人権論の限界 (今回)

3. 人権論の限界 ～「人間」とはなにか？

「人間」「人」「ひと」という言葉は
二つの異なる意味をもつ

1. 生物としての「ヒト」

= 「ホモ・サピエンスという生き物
(生物種) の個体」

: 一組のヒトゲノムをもつ生物

受精卵→胚→胎児→新生児→幼児→子ども→少年
→青年→成年→中年→高齢者

(→障害者、認知症患者、植物状態患者、脳死状
態患者)

「人間」「人」「ひと」という言葉は
二つの異なる意味をもつ

2. 「人格」

= 「理性と自己意識をもつ存在」

幼児以降のヒト、チンパンジー、ゴリラ、
イルカ？クジラ？ET(宇宙人)、AI(人工知
能)？、神、天使、聖霊、精霊、妖精、霊
...

* お互いに意思疎通できる、**尊重すべき存
在**

「人間」「人」「ひと」という言葉は 二つの異なる意味をもつ

- 「人間」「人」「ひと」という言葉がもっている、これらの二つの異なる意味を、明確に区別する必要がある
- 「健康な成人」は「人格であるヒト」であり、これらの二つの異なる意味（それぞれの言葉が指し示す対象）が重なっている
- しかし、「ヒト」という意味をもつ存在（言葉の指示対象）と、「人格」という意味をもつ存在（言葉の指示対象）とが、重ならない場合がある（境界的事例）

ヒト以外にも人格はいる

- ヒトの個体以外にも、人格といえる存在はありうる

理性と自己意識をもち、人格と互いに意思疎通できる存在ならば、

ヒトでなくても（例えば、チンパンジー、ゴリラ、宇宙人、イルカ？クジラ？…）、

生き物でなくても（例えば、神、聖霊、天使、精霊、人工知能…）

人格である

人格でないヒトもいる

- ヒト（ホモ・サピエンス）という生き物（生物種）のすべての個体が人格であるというわけではない

ヒトの個体でも、
理性と自己意識がない個体

（例えば、受精卵、胚、胎児、新生児、植物状態患者？、脳死状態患者？）

は、人格ではない

「人権」の主体である「人間」とは？

「ヒトのことである」と答えるなら、
人格ではないヒト（ヒトという生物の個体だが、理性と自己意識をもたない存在）も、人権をもつ存在として尊重すべきことになるし、
ヒトではない人格（ヒトという生物の個体ではないが、理性と自己意識をもつ存在）は人権をもたず尊重しなくていい、
ということになる

「人権」の主体である「人間」とは？

「人格のことである」と答えるなら、
ヒトではない人格（ヒトという生物の個体ではないが、理性と自己意識をもつ存在）も人権の主体として尊重すべきことになるが、
人格ではないヒト（ヒトという生物の個体だが、理性と自己意識をもたない存在）は人権の主体とはみなすことができなくなる

境界的事例(1)～「人格ではないヒト」に 人権を認めていない例

- 人工妊娠中絶：中絶によって**胎児**を殺しても、刑法上は殺人罪にはならず「墮胎罪」になるだけ。しかも、母体外ではまだ生きられない（生かせない）胎児の中絶は、母体保護法が適用され墮胎罪にも問われない
- **受精卵（胚）**を用いた実験：受精後14日以内であれば、実験によって胚を殺しても、何の罪にも問われない（単なる「細胞の集合体」というような扱い）

境界的事例(2)～「人格なのにヒトではない」から人権は認めていない例

- 言語（記号）を用いて人間と意思疎通できる動物

チンパンジー、ゴリラ、オランウータン…

- 人間と意思疎通できる動物

イヌ、ネコ、ブタ、ウマ、ウシ、イルカ、クジラ、シャチ…

- (SFだが)人間と意思疎通できる宇宙人
- (SFだが?)人間と意思疎通できる人工知能

境界的事例(3) ~ヒトという生き物としては生きているのに「人[格]として死んでいる(生きていない)」とされる例

- 臓器摘出の対象となる**脳死状態患者**

臓器移植法第6条「医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、**死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）**から摘出することができる。」

- 海外で臓器摘出の候補として議論された、植物状態患者、無脳症児

「人間」とは？

人権の主体である「人間」「人」「ひと」とは何なのかは、あいまいにされてきた。

他国民、奴隷、女性、有色人種、子ども、などは「人間」「人」とみなされなかったという過去の歴史的事実もある。

…「人権」思想が深く検討してこなかった点。

しかし、境界的事例では大問題になる

講座全体のまとめ（要点の再掲）

1. 「人権」は、思想史的には、社会契約説というモデルによって、民主的な統治〔国、政府〕こそ正当な統治であることを論証するために提唱された。つまり第一義的には統治〔国、政府→政治〕のあり方を問うためのもの
2. 国とは人々が自分の人権を護るために作ったものと考えべき【国のために人があるのではなく、人のために国がある】
3. しかし「人権」の「人」とは誰を指すのかという点は、境界的事例において重大な問題